



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

別添資料1

審査機能強化等対応に係る新規エラーコード一覧
(令和8年7月審査対応)

令和8年6月2日

社会・援護局 障害保健福祉部 企画課

このページは空白です。

審査機能強化等対応に係る新規エラーコード一覧

(1) 審査機能強化等対応に係る新規エラーコード一覧

- 審査機能強化等対応に伴い、令和8年7月審査より追加となるエラーコードの一覧を以下に示す。
なお、「警告」から「エラー(返戻)」への移行(令和8年度の実施)にてエラー移行を予定している新規エラーコードについては、別添資料2に再掲する。

No	エラーコード	エラーメッセージ
1	ER59	▲受付:生活介護サービスの基本報酬(8時間以上9時間未満)と施設入所支援サービスの基本報酬が同月に算定されています
2	ER60	★受付:関係機関連携加算Ⅰと関係機関連携加算Ⅱは同月に算定できません
3	ER61	★受付:複数サービス種類で算定されている家族支援加算Ⅰの回数の合計が算定可能回数を超えています
4	ER62	★受付:複数サービス種類で算定されている家族支援加算Ⅱの回数の合計が算定可能回数を超えています
5	ER63	★受付:複数サービス種類で算定されている関係機関連携加算Ⅰの回数の合計が算定可能回数を超えています
6	ER64	★受付:複数サービス種類で算定されている関係機関連携加算Ⅱの回数の合計が算定可能回数を超えています
7	ER65	★受付:複数サービス種類で算定されている関係機関連携加算Ⅲの回数の合計が算定可能回数を超えています
8	ER66	★受付:複数サービス種類で算定されている関係機関連携加算Ⅳの回数の合計が算定可能回数を超えています
9	ER67	★受付:保育所等訪問支援サービスにおける関係機関連携加算と他サービスの関係機関連携加算Ⅲは同月に算定できません
10	ER68	★受付:基本報酬が算定されていないため、家族支援加算は算定できません
11	PD05	▲受付:就労移行支援体制加算が、所定単位数に6人を乗じた単位数を超えています(前年度9月30日時点の定員数の確認が必要です)
12	PD06	▲受付:就労移行支援体制加算が、所定単位数に10人を乗じた単位数を超えています(前年度9月30日時点の定員数の確認が必要です)
13	PD07	※受付:事業所台帳の事業開始年月日が2026年6月1日以降の場合に、新規指定事業所特例分が算定されていません
14	PD08	※受付:新規指定事業所特例分のサービス単位数が計算値と異なります
15	PD09	受付:特定基準該当事業所で算定可能な報酬ではありません

審査機能強化等対応に係る新規エラーコード一覧

No	エラーコード	エラーメッセージ
16	PK95	※受付:障害児施設台帳の事業開始年月日が2026年6月1日以降の場合に、新規指定事業所特例分が算定されていません
17	PK96	★受付:障害児施設台帳の「訪問支援員特別加算の有無」が「無し」のため、訪問支援員特別加算は算定できません
18	PK97	※受付:新規指定事業所特例分のサービス単位数が計算値と異なります
19	PK98	★受付:障害児施設台帳の「訪問支援員特別加算の有無」が「無し」のため、ケアニーズ対応加算は算定できません
20	PX05	★受付:実績記録票の「集中的支援加算 支援開始日(年月日)」は、サービス提供年月以前であることが必要です
21	PX06	★受付:集中的支援加算を算定する場合、サービス提供年月は「集中的支援加算 支援開始日(年月日)」から3月以内の年月であることが必要です
22	PX07	★受付:集中的支援加算を算定する場合、実績記録票の「集中的支援加算 支援開始日(年月日)」の設定が必要です
23	PX08	★受付:集中的支援加算を算定する場合、「集中的支援加算 支援開始日(年月日)」以降の日付であることが必要です
24	PX09	★受付:実績記録票の「算定時間数」が設定されている場合、「開始時間」の設定が必要です
25	PX10	★受付:実績記録票の「算定時間数」が設定されている場合、「終了時間」の設定が必要です
26	PX12	★受付:実績記録票の「移行支援住居入居日(年月日)」は、サービス提供年月以前であることが必要です
27	PX13	▲受付:実績記録票の「延長支援加算」が設定されていますが、「算定時間数」が5時間未満となっています
28	PX14	▲受付:実績記録票の「延長支援加算」が設定されていますが、「算定時間数」が3時間未満となっています(授業終了後に支援を行った場合)
29	PX15	▲受付:実績記録票の「延長支援加算」が設定されていますが、「算定時間数」が5時間未満となっています(休業日に支援を行った場合)
30	PZ25	★支給量:集中支援加算を算定する場合、実績記録票の「支援方法」が「1」の明細が6件以上であることが必要です
31	PZ26	▲支給量:同じ日付に他の生活介護サービスの欠席時対応加算が算定されています
32	PZ27	▲支給量:同じ日付に他の自立訓練(機能訓練)サービスの欠席時対応加算が算定されています
33	PZ28	▲支給量:同じ日付に他の自立訓練(生活訓練)サービスの欠席時対応加算が算定されています
34	PZ29	▲支給量:同じ日付に他の就労移行支援の欠席時対応加算が算定されています
35	PZ30	▲支給量:同じ日付に他の就労継続支援の欠席時対応加算が算定されています

審査機能強化等対応に係る新規エラーコード一覧

No	エラーコード	エラーメッセージ
36	PZ31	▲支給量:同じ日付に他の就労選択支援の欠席時対応加算が算定されています
37	PZ32	▲支給量:欠席時対応加算を算定している同じ日付に他の生活介護サービスの提供実績が存在しています
38	PZ33	▲支給量:欠席時対応加算を算定している同じ日付に他の自立訓練(機能訓練)サービスの提供実績が存在しています
39	PZ34	▲支給量:欠席時対応加算を算定している同じ日付に他の自立訓練(生活訓練)サービスの提供実績が存在しています
40	PZ35	▲支給量:欠席時対応加算を算定している同じ日付に他の就労移行支援の提供実績が存在しています
41	PZ36	▲支給量:欠席時対応加算を算定している同じ日付に他の就労継続支援の提供実績が存在しています
42	PZ37	▲支給量:欠席時対応加算を算定している同じ日付に他の就労選択支援の提供実績が存在しています
43	PZ38	▲支給量:欠席時対応加算を算定している同じ日付に他の生活介護サービスの欠席時対応加算が算定されています
44	PZ39	▲支給量:欠席時対応加算を算定している同じ日付に他の自立訓練(機能訓練)サービスの欠席時対応加算が算定されています
45	PZ40	▲支給量:欠席時対応加算を算定している同じ日付に他の自立訓練(生活訓練)サービスの欠席時対応加算が算定されています
46	PZ41	▲支給量:欠席時対応加算を算定している同じ日付に他の就労移行支援の欠席時対応加算が算定されています
47	PZ42	▲支給量:欠席時対応加算を算定している同じ日付に他の就労継続支援の欠席時対応加算が算定されています
48	PZ43	▲支給量:欠席時対応加算を算定している同じ日付に他の就労選択支援の欠席時対応加算が算定されています
49	PZ44	▲支給量:同じ日付に他の児童発達支援サービスの欠席時対応加算が算定されています
50	PZ45	▲支給量:同じ日付に他の医療型児童発達支援サービスの欠席時対応加算が算定されています
51	PZ46	▲支給量:同じ日付に他の放課後等デイサービスの欠席時対応加算が算定されています
52	PZ47	▲支給量:欠席時対応加算を算定している同じ日付に他の児童発達支援サービスの提供実績が存在しています
53	PZ48	▲支給量:欠席時対応加算を算定している同じ日付に他の医療型児童発達支援サービスの提供実績が存在しています
54	PZ49	▲支給量:欠席時対応加算を算定している同じ日付に他の放課後等デイサービスの提供実績が存在しています
55	PZ52	▲支給量:欠席時対応加算を算定している同じ日付に他の児童発達支援サービスの欠席時対応加算が算定されています

審査機能強化等対応に係る新規エラーコード一覧

No	エラーコード	エラーメッセージ
56	PZ53	▲支給量:欠席時対応加算を算定している同じ日付に他の医療型児童発達支援サービスの欠席時対応加算が算定されています
57	PZ54	▲支給量:欠席時対応加算を算定している同じ日付に他の放課後等デイサービスの欠席時対応加算が算定されています
58	PZ55	▲支給量:生活介護サービスにおける請求明細書の基本報酬の算定時間数の合計が実績記録票の算定時間数の合計を超えています
59	PZ56	▲支給量:児童発達支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の算定時間数の合計が実績記録票の算定時間数の合計を超えています
60	PZ57	▲支給量:放課後等デイサービスにおける請求明細書の基本報酬の算定時間数の合計が実績記録票の算定時間数の合計を超えています

審査機能強化等対応に係る新規エラーコード一覧

(2) 審査機能強化等対応に伴う判定レベル変更一覧

○ 審査機能強化等対応に伴い、令和8年7月審査より判定レベルを変更するエラーコードの一覧を以下に示す。

No	エラーコード	エラーメッセージ(※1)	判定レベル(※2)	
			見直し前	見直し後
1	PZ14	▲支給量:(就労選択支援)請求明細書の送迎加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「実績 送迎加算(回)」を超えています	警告	警告(重度)

※1 判定レベルを見直した後のエラーメッセージは、文頭が「※」から「▲」に変更されたメッセージとなります。

※2 令和8年7月審査分(令和8年6月サービス提供分)より、判定レベルは「警告(重度)」となります。